

日立市地域創生事業評価会議設置要綱

(設置)

第1条 「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策の進捗管理及び効果検証を行うとともに、地方創生関連交付金を充当した事業及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の効果検証を行うため、産官学金労言士等の各分野における有識者で構成する日立市地域創生事業評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策の進捗管理及び効果検証
- (2) 地方創生関連交付金を充当した事業の効果検証
- (3) 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の効果検証
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員の定数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) 報道機関関係者
- (7) 士業関係者
- (8) 市民団体等関係者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から評価対象の施策及び事業の評価完了の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 評価会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、市長公室地域創生推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。